社会福祉法人優応会役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人優応会定款第８条及び第２１条の規定に基づき、理

事、監事及び評議員に対する報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）に

ついて必要な事項を定めることを目的とする。

（理事の報酬等）

第２条 理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表第１に掲げる報酬等を支

給することができる。ただし、理事が評議員会と同日に開催された理事会に出席

したときは、当該評議員会の出席に係る報酬等は支給しない。

２ 前項にかかわらず、施設の職員を兼務する理事には報酬等を支給しない。

３ 理事長が理事会又は評議員会が開催される日以外の日において、法人及び施

設の運営のための業務にあたった場合には、 別表第２の１に掲げる報酬等を支

給することができる。

４ 業務執行理事が理事会又は評議員会が開催される日以外の日において、法人

及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表第２の２に掲げる報酬等

を支給することができる。

５ 理事が理事会又は評議員会が開催される日以外の日において、理事長、業務執

行理事及び他の理事の職務執行の監督の業務にあたった場合には、別表第２の３

に掲げる報酬等を支給することができる。

（監事の報酬等）

第３条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表第１に掲げる報酬等を支

給することができる。ただし、監事が評議員会と同日に開催された理事会に出席

したときは、当該評議員会の出席に係る報酬等は支給しない。

２ 監事が理事会又は評議員会が開催される日以外の日において、法人及び施設

の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合には、別

表第２の４に掲げる報酬等を支給することができる。

（評議員の報酬等）

第４条 評議員が評議員会に出席したときは、別表第１に掲げる報酬等を支給するこ

とができる。

（出張旅費等）

第５条 理事若しくは監事又は評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表第３

に掲げる報酬等を支給することができる。

（支払時期、支払方法）

第６条 第２条から第４条までの報酬等は、その都度、振込又は現金で支給する。

２ 第５条の報酬等は、出張終了後に支給する。ただし、必要に応じて、概算額を

事前に支払い、出張終了後精算することができる。

（規程の変更）

第７条 この規程の変更は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 報酬（日額） | 実費弁償額 |
| 出席報酬等 | 金６，０００円 | 交通費実費。ただし、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |

別表第２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 報酬 | 実費弁償額 |
| １ | 理事長業務報酬等 | 金６，０００円 | 交通費実費。ただし、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |
| ２ | 業務執行理事業務報酬等 | 金６，０００円 | 交通費実費。ただし、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |
| ３ | 理事業務報酬等 | 金６，０００円 | 交通費実費。ただし、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |
| ４ | 監事業務報酬等 | 金６，０００円 | 交通費実費。ただし、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |

別表第３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 報酬（日額） | 実費弁償額 |
| 出張旅費等 | 金１０，０００円 | 業務遂行に必要な経費実費、宿泊費実費、交通費実費。ただし、交通費実費については、自家用車を利用した場合は、公共交通機関を利用した場合における相当額とする。 |